

託送供給等特例認可申請書

平成 28 年 2 月 12 日

東京電力株式会社

託送供給等特例認可申請書

PGC 経料発 27 第 16 号

平成 28 年 2 月 12 日

経済産業大臣 林 幹 雄 殿

東京都千代田区内幸町 1 丁目 1 番 3 号

東京電力株式会社

代表執行役社長 廣瀬 直己

平成26年改正法附則第9号第4項の規定により、次のとおり同条第1項の認可を受けた託送供給等約款以外の供給条件の認可を受けたいので申請します。

供給の種類		振替供給・接続供給・発電量調整供給	備考
供給の相手方	氏名（名称）	別紙に記載のとおりであります。	
	住所	同上	
	受給 場所	受電場所	同上
	供給場所	同上	
供給電力		同上	
供給電圧		同上	
電気方式及び周波数		同上	
料金その他の供給条件の内容		同上	
供給開始年月日及び有効期間		同上	

別 紙

託送供給等約款以外の供給条件の内容

1 適 用 範 囲

この託送供給等約款以外の供給条件（以下「この供給条件」といいます。）は、次の地域において、託送供給等約款（平成27年12月18日付け20150731資第59号認可。以下「託送供給等約款」といいます。）13（電気方式，電圧および周波数）にもとづく受電電圧または供給電圧が高圧の場合で，契約者または発電契約者がこの供給条件の適用を希望されるときに限り，適用いたします。

江東区有明1～4丁目，同青海1，2丁目，同東雲1，2丁目，同中央防波堤埋立地区，港区台場1，2丁目，品川区東八潮

2 受電電圧および供給電圧

受電電圧および供給電圧は，標準電圧400ボルトといたします。

3 そ の 他

- (1) 当社は，変圧器等の供給設備を施設する場所を契約者，発電契約者，発電者または需要者から無償で提供していただきます。この場合，変圧器の2次側接続点までは，当社が施設いたします。
- (2) この供給条件に定めのない事項については，託送供給等約款の高圧で託送供給または発電量調整供給を受ける場合にかかわる規定によるものといたします。

別 添

託送供給等約款により難い理由

臨海副都心地域において新たな供給方式である20kV/400V供給を実験的に実施することを目的に、現在、託送供給約款以外の供給条件（平成26年1月23日付け20131226資第14号承認。）を設定しておりますが、今回の託送供給等約款の設定にあたりましても、引き続き実施いたしたく、特例認可申請を行なう次第であります。